

東京都下水道局内部統制基本方針

東京の下水道事業は、都民が快適で安心な暮らしを営んでいく上で欠かすことのできない重要な都市インフラです。将来的な人口減少の進行に伴い、東京都下水道局（以下「下水道局」という。）の経営環境は一層厳しくなる中においても、下水道サービスは安定的、持続的、効率的、かつ、効果的に提供される必要があります。

この要請に着実に応えるため、下水道局は、限られた人員、財源でも適正に業務を遂行できる組織体制の確立を目指し、内部統制に関する方針を定めます。

第1 内部統制の目的

下水道局における事務処理の適正性は、次に掲げる内部統制の目的を達成することにより確保されます。そのため、これらの目的を阻害するリスクを一定の水準以下に抑えるための対応策を検討し、講じていくことが取組の方向性となります。

1 業務の効率的かつ効果的な遂行

最小の経費で最良のサービスを安定的に提供することを目指し、担当職員の個人的な経験や能力に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行します。

2 財務報告等の信頼性の確保

下水道局が提供する財務諸表等の財務報告及び事業報告等の非財務報告が、信頼性のある情報に基づき作成されることを確保します。また、報告の根拠となる情報を、正当な手続に基づき、適切に保存及び管理します。

3 業務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりのコンプライアンス意識を啓発・徹底し、下水道局で執行される業務が法令その他の規範に適合することを確保します。

4 資産の保全

下水道局が保有する資産（有形資産のほか、知的財産、都民に関する情報など無形資産も含まれる。）を保全するため、適正な手続及び承認のもとに資産の取得、使用及び処分を行います。

第2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は、財務に関する事務とします。

第3 内部統制の推進

局長を長とする部長級の会議において、事務の執行における誠実性及び倫理観の重要性を局職員に示し、内部統制の組織的、かつ、自律的な取組を推進します。

第4 内部統制の評価及び見直し

毎年度、内部統制の整備状況及び運用状況进行评估し、その結果を報告書にまとめ、公表します。また、評価の過程で把握した課題を踏まえ、必要な見直しを行います。

令和3年3月1日

東京都公営企業管理者

下水道局長

和賀 丹 克 夫